

後発医薬品差額通知の作成業務に関する
調達仕様書

平成31年3月

香川県国民健康保険団体連合会

目次

1. 調達業務.....	2
1.1. 業務名.....	2
1.2. 業務概要.....	2
2. 業務内容.....	2
3. 業務体制.....	4

1. 調達業務

1.1. 業務名

後発医薬品差額通知の作成業務

1.2. 業務概要

香川県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という）のシステムで出力された「後発医薬品差額通知」（以下、「通知」という）の CSV データにより、通知の印刷及び圧着加工後、本会に納品を行う。通知は国民健康保険被保険者の氏名、住所、医薬品の情報等が記載されていることから、個人情報の適切な取り扱いを確保すること。

2. 業務内容

(1) 印刷仕様

用紙サイズ ハガキ三つ折

(2) 印刷内容

①別紙様式 5 を基礎に、字体・フォントや印字範囲外におけるイメージ図等を事業者によるデザインとする

②予定通数 約 15,000 通／1 回当たり（6 月、12 月の年 2 回）

(3) 圧着加工

圧着強度は郵送時に剥がれない十分な強度を確保すること。

(4) PDF 化

①印刷内容を A4 サイズに収まるよう PDF 化すること

②1 枚の CD-R に全ての印刷内容を収録し、ファイルは ZIP 化し、暗号を付与すること。（暗号については、契約後別途協議する。）

③CD-R の表面に「後発医薬品差額通知 年 月作成分（和暦）」を表示すること。

(5) 差額通知対象者リスト

①実際に印刷した差額通知対象者リストを保険者ごとに作成し、納品時にエクセルデータで提供すること。（別紙様式 7 を参照）

②リストに表示する項目は以下の通りである。（下記項目は、印刷データに含まれている）

- ・ 保険者番号
- ・ 発行番号
- ・ 被保険者証番号
- ・ 宛名番号
- ・ 生年月日

- ・性別
- ・年齢
- ・氏名
- ・郵便番号
- ・住所

(5) 仕分け及び納品

- ①保険者ごと（香川県下 17 市町）に箱に梱包にして本会保険者支援課担当まで納品すること（1 箱の梱包枚数は 2,000 枚を上限とする。）
- ②梱包した箱に保険者名、箱毎の梱包枚数を表示すること。
- ④PDF 化した差額通知書及びエクセル形式の差額通知対象者リストを CD-R に収録し併せて納品すること。
- ⑤直接納品できない場合は、セキュリティ便等の方法で納品すること。

(6) 引き渡しデータ

- ①CD-R で作成月ごとに分けて提供する。
- ②データ形式は CSV とする。（文字コードについては別途協議する。）
CSV インタフェース設計書は、別途提供する。
印刷は CSV データ内全項目のうち一部を実際の印刷データとして使用し一部項目は特定の値が入っている場合別の文言に置き換えて印刷する。詳細は契約締結後協議を行うものとする。
- ③データ提供は、各保険者別の国保分・退職者分ごとに「通常印刷分」「外字含有分」等種類ごとに分けて提供する。
- ④データの引き渡しは、事業者が本会へ来会しての手渡しとする。
- ⑤媒体はデータを削除せず、印刷結果とあわせて返却すること。
- ⑥ファイルは ZIP 化して暗号付与する。（暗号については契約後別途協議する。）
- ⑦当印刷データには外字が含まれているため、当外字を印刷するため、外字ファイル「EUDC.TTE」を別途提供する。

(7) テストプリント

- ①初回業務開始前、テストデータに基づき事前印刷（圧着ハガキ及び PDF 化したファイル）を行い、品質確保かつ品質保証が出来ることが前提となる。
- ②年度途中でレイアウトの変更があった場合、修正内容を含むデータの提供後、約 2 週間以内に本会提示の部数のテストプリント品（圧着加工含む。）を納品すること。（提供するデータの提供形式は別途協議する。）

(8) スケジュール（納期）

- ① 本会からのデータ提供日は作成月の概ね 15 日頃とする。
- ② 本会への納品については作成月の概ね 20 日頃とする。
- ③ 契約締結から納品までのスケジュールは別紙様式 6 とする。

3. 業務体制

- (1) 事業者は、本業務を確実に履行できる体制を整えること。
- (2) 再作成等緊急な業務体制（本会の営業日：月～金曜日（祝日を除く） 9 時～17 時に連絡が可能なこと及び用紙の在庫確保等を含む）がとれること。
- (3) 情報資産に対する保護体制を整えること、また、情報セキュリティ管理については、法令及び本会諸規定を遵守すること。
- (4) データの複写は原則認めない。ただし、作業上やむをえない場合は本会にデータ複写の許可をとり、印刷業務完了後は速やかに複写したデータを確実に消去すること。また、消去した旨の報告書を提出すること。
- (5) 再委託は禁止とする。ただし、業務の一部を第三者に再委託しようとする第三者の名称、業務の範囲、理由等、書面をもって当会に申請し、当会の書面による承認を得たときは、この限りでない。また、業務の一部を第三者に再委託するときは、当該第三者の行為の全てにおいて再委託をした事業者がすべてについて責任を負うものとする。

